

## 【法定研修】虐待防止の体制づくりとその取り組み（前編）

### 【配布用】法定研修・小テスト

#### 【法定研修】虐待防止の体制づくりとその取り組み（第1部）

氏名： \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

実施日： \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 【○×問題】

次の文を読み、正しい場合は「○」、誤っている場合は「×」を記入してください。

1. 虐待防止は、すべての介護・障がい福祉事業所に求められる法定研修の必須テーマである。  
( )
2. 委員会や指針が整っていれば、職員が内容を十分に理解していなくても体制は機能していると言える。  
( )
3. 「早く食べて！」と急かすことや、無言で身体介助を進めることは、記事では不適切ケアのグレーゾーンとして示されている。  
( )
4. 虐待防止委員会が機能している職場では、問題が起きたときに起きた個人だけを責めることが大切である。  
( )
5. 委員会・指針・研修・担当者の4要件は、記事では単なるチェックリストではなく、人が動くための仕組みとして示されている。  
( )

### 【重要ワードの虫食い問題】

次の文の（ ）に入る言葉を書いてください。

6. 虐待は特別な職場だけで起きるわけではなく、日常の延長線上に潜む（ ）である。
7. 体制づくりの第一歩は、“躊躇なく話し合える雰囲気（ ）”を育てることである。
8. 記事では、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法が目指すものとして、職員が安心して支援できる（ ）をつくることが示されている。
9. 制度の4つの柱は、委員会、指針、研修、（ ）である。
10. 行政監査で指摘を受けやすいのは、「書いてあるけど（ ）していない」ケースである。